

第4回骨子案に対する意見

第1 今後講じていく施策

(1) について

【結論】 以下を付け加えるべきである。

- 1 法務省において、被害者等からの被害届及び告訴手続後、警察が捜査を行わない場合には、被害者等が裁判所に対し捜査の開始を命ずる申立てをすることができる制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】

【理由】 長野県で発生した例では、警察が自殺と断定したことに対して、遺族は他殺の疑いを訴え続けたが無視され、20年後に真犯人が出現したが、その後3年たってからようやく遺族に真犯人のことが警察から知らされた。加害者に対する刑事、民事いずれの権利も消滅してしまっていたため、遺族はなにもすることができなかった。

栃木県でおきた監禁殺人の例では、被害者が行方不明になってから1ヶ月半の間に親が9回も警察に捜査を願い出たが無視され、ようやく捜査が開始された時点ではまだ被害者は生存していたが、担当警察官が警察であることを犯人からの電話で名乗ってしまった後殺害されてしまった。もっと早くに真剣な捜査が開始されていたならば被害者を救出する可能性があった。

横浜市の例では、自宅近くで娘さんが殺害された事件で、警察は1年半くらいまでは連絡をよこしたが、その後未解決のままとされてしまった。3年後に犯人の方から自首してきたため、逮捕・起訴となったが、もし自首がなかったら放置されたままとなっていた。

いずれも犯罪被害者等には警察の捜査に対する何の権利も認められていないため起きている二次被害である。

事件が発生したことに対し、迅速かつ適正な捜査を行うことは警察の責務であるが、被害者等の協力は必要不可欠である。被害

者等は取調の対象というだけでなく刑事手続を適正に執行させるための協力者としての存在でもある。このような存在である被害者等に、警察の捜査について適正な法の執行を求めるための申立権を創設することは、なんら刑事司法の目的に反するものではない。また、上記のような不祥事の発生を未然に防止するためにも効果的である。

さらには、不祥事が起きてから、警察が国家賠償を請求されるよりも、事前に被害者等からの申立てを受け、捜査の再考をする方が警察にとってもプラスになる。申立手続を裁判所に対して行う制度とすれば、濫用の危険はない。例えば、日本と同様に当事者主義の刑事司法をとるイタリアでは、捜査段階から被害者は弁護人を選任する権利を認められ、捜査に対する上申書の提出権、証拠保全の審理に立会う権利、事件終了の請求に対し記録を閲覧し捜査の続行を求める権利などが認められている。

よって、上記のように申立権を認めるべきである。

2 法務省において、不起訴にする場合には、被害者等に対し十分な情報を提供した上で事前に意見をきかなければならないとする制度、および（捜査段階で）加害者を釈放する場合にも事前に被害者等の意見を聞かなければならないとする制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】

【理由】 現状では、不起訴裁定が下されるまでまったく説明がなされなかったり、また、被害者等通知制度による通知も、簡単に一行で不起訴とした旨が記載されているだけということが多い。これは、被害者等の権利、あるいは検察官の義務としての法制度上のものではなく、あくまでも検察庁での運用上の配慮で行っているために、丁寧な検察官とそうでない検察官とでは、大きな差が生じてしまうのである。そもそも、被害者等は自分が被害を受けた事件について起訴あるいは不起訴の裁定に対し重大な利害を有するものであるから、検察官の起訴・不起訴の裁定に当たり意見を述べる権利を認めるべきである。また、被害者等が加害者からの報復をおそれることは切実であり、再被害の防止策を検討するために、加害者の釈放に当たり事前に被害者等の意見を聞くようにするべきである。

- 3 法務省において、不起訴裁定については、その理由の具体的内容を文書で犯罪被害者等に告知しなければならない、という制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】

【理由】 現在行われている被害者等通知制度は上記の通り、運用上の配慮にすぎず、通知書にはたった一行結論が書いてあるだけで、通知制度に記載があるにもかかわらず、不起訴理由の骨子を記載していないものすらある。口頭での説明についても、担当検察官の犯罪被害者等への理解の程度によって説明のし方に濃淡があるうえ、犯罪被害者等の正確な記録としては残らない。

犯罪被害者等が検察審査会への申立をするためには、不起訴理由を具体的に正確に知る必要があり、そのためには、被害者の知る権利を前提として文書で具体的理由を告知する制度を法定すべきである。

(4) について

【結論】

- 1 表題部を以下のように修正すべきである

起訴状・冒頭陳述・論告要旨・控訴趣意書等の内容を記載した書面の各謄本の事前交付についての検討と施策の実施

- 2 本文を以下のように修正すべきである

法務省において、犯罪被害者等の希望に応じ、原則として、起訴状および控訴趣意書は公判前に、冒頭陳述および論告要旨については公判で読み上げる際に交付する（ただし、交付が公判への悪影響や関係者のプライバシーなどを侵害する場合等においては、例外的にその要旨を交付する）とともに、さらに犯罪被害者等が説明を求めた時は検察官において分かりやすく説明する~~公訴事実の要旨や冒頭陳述の内容~~

~~等を説明するように努めるとともに、事案並びに必要性および相当性にかんがみ、冒頭陳述等の内容を記載した書面を交付することについて必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】~~

【理由】 基本法前文にある通り、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じなければならない以上、犯罪被害者等の知る権利に最大限配慮する必要があるところ、犯罪被害者等は、第三者とは異なり、被告人のプライバシーも含めて事件の真相に重大な関心と深い利害を有しているからである。さらに、公判廷に出された刑事記録は、本来公開の法廷で読みあげられることを予定した文書である。

(5) イについて

【結論】 以下のように修正すべきである

~~法務省において、刑事裁判の公判期日の決定について、被害者からの希望があるときは、それを考慮するよう検察官から裁判長に伝えるようにする検察官が犯罪被害者等と十分なコミュニケーションをとり、必要に応じ、犯罪被害者等の希望を裁判長に伝えるよう努めていく【法務省】~~

【理由】 基本法第18条は被害者の刑事手続への参加を認めているのであるから、その実効性を確保するために、被害者の公判期日への出頭を確保すべく、裁判長はその希望に配慮すべきである。

(12) について

【結論】 以下のように修正すべきである

~~警察庁において、捜査への支障等を勘案しつつ、被疑者連絡制度等を周知徹底・活用し、犯罪被害者等に対し、適時適切に、捜査状況等の情報を提供するよう努めていき、特に長期未解決事件については一定の期間毎に被害者等に進展状況を報告する制度を創設することにつ~~

いて、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する。

また実況見分調書、検証調書、鑑定書などの客観的証拠については閲覧謄写を認め、被害者等および目撃者の供述調書などについては、裁判所による許可にかからしめた上で、被害者の弁護人に閲覧謄写を認める制度を創設することについて、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【警察庁】

【理由】 長期未解決事件については、特に捜査の進展状況について犯罪被害者等は知りたいと考えるのは当然のことであり、知る権利が認められなければならないからである。

他方、客観的証拠である以上、プライバシーを侵害するおそれはなく、また、供述調書については、裁判所による許可と弁護人への開示を条件とすれば、害されるおそれがない

(13) について

【結論】 以下のような骨子にすべきである

(13) の 1 不起訴事案に関する適切な情報提供

法務省において、犯罪被害者等に対し、全ての不起訴記録の閲覧謄写を権利として認める制度（ただし、プライバシーを侵害するおそれがあるときは、裁判所の許可にかからしめ、かつ被害者の弁護士に閲覧謄写させる制度とする）について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】

(13) の 2 公判不提出記録に関する適切な情報提供

法務省において、犯罪被害者等に対し、公判不提出記録のうち被告人・弁護人に開示されたものは全て閲覧謄写できることを権利として認める制度（ただし、プライバシーを侵害するおそれがあるときは、公判裁判所とは別の裁判所の許可にかからしめ、かつ被害者の弁護士に閲覧謄写させる制度とする）について、必要な検討を行い、1年以

[理由]

(13)の1について

不起訴記録の閲覧謄写については、損害賠償請求その他の権利行使を目的とする場合に、実況見分調書などの客観的証拠について認められているが、供述調書については被害者等自身のそれも含めて原則的に非開示とされている。

例外的に、民事裁判所からの文書送付嘱託によって特定の者を指定した供述調書のみについて対象とし、しかも民事訴訟の結論を左右するような重要な争点に関するものであって、かつ、その争点に関するほぼ唯一の証拠であることを必要とするなど厳格な複数の要件を満たさない限り開示が認められていない。

しかし、民事訴訟をするか否かにかかわらず、犯罪被害者等がまず第一にのぞむのは加害者情報を含めた真実を知りたいということであり、その要求は極めて切実である。それは、不起訴の場合でもかわらない。何故不起訴となるのか、その真実を知るために捜査の結果得られた証拠が開示されなければならない。

また、被害者等が検察審査会への申立てをする場合に、実況見分調書など一部の客観的証拠だけでなく、供述調書の検討も必要であるが上記の厳格な要件では全く閲覧謄写ができないままであることに変わりはなく、また、民事訴訟を提起するか否かの検討をする場合ですら同様である。

このような非開示制度の理由として挙げられるのが、関係者のプライバシーの保護および捜査・公判に対する支障という点にある。

しかし、そもそも被害者等自身の供述調書を被害者等に開示することはプライバシー侵害のおそれはない筈である。また、目撃者等の関係者の供述調書についても、被害者等の申立てにあたり弁護士を代理人とすべきことを必要的とし、かつ、裁判所において審査することにより、プライバシー侵害のおそれがあるとの特段の事情が認められる場合に、非開示とすれば、その障害を防止することができる。

捜査への支障という理由については、不起訴裁定の際に既に捜査は終了しているので改めて支障となることはなく、また公判への支障と

いう理由では、不起訴裁定なのであるから、支障が生ずる筈はない。

結局、検察審査会において起訴相当、不起訴不相当の決定が出された場合にしか問題とならないのであるが、その検察審査会の申立において、証拠に基づく的確な意見を述べるためにも、犯罪被害者等に対し、不起訴記録の全面開示が必要であり有効なのである。

(13)の2について

現状では、公判記録については閲覧謄写が認められている。これについても犯罪被害者の権利としてではなく、また、全面的な開示でもない。

しかし、公判に提出されない検察官請求証拠については、証人尋問が行われないものについては、犯罪被害者等には全く非開示のままである。他方、被告人・弁護人は、請求予定証拠の全てを閲覧謄写している。

このため、犯罪被害者等にとっては公判での攻防についてその内容を的確に把握することが困難な場合がおきたり（尋問の内容が不提出証拠の内容に係る場合など）、被告人・弁護人から示談あるいは刑事和解の申し入れがなされた時にも、被害者等の知らない事情が主張されたり、民事訴訟において被害者等の知らない抗弁が出されてしまう、などのことが起きる。犯罪被害者等にとっては全く不公平な結果となっている。

被告人・弁護人に開示されているわけであるから、被害者等に開示されたとしても特に公判に支障が生ずるおそれはない。

他方、プライバシー侵害のおそれについては、公判裁判所とは別の裁判所の許可にかからしめ、かつ被害者の弁護人への開示を条件とすれば、害されるおそれはない。

従って、上記のような制度を創設するべきである。

(24)

【結論】 以下のように長期未解決事件についての制度を設けるべきである

警察庁において、未解決事件解決のために、被害者等が懸賞金をか

けて情報提供を受けこれによって事件が解決したときは、国が懸賞金を弁償する制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【警察庁】

〔理由〕 現状でも未解決事件が存在し、被害者等は一日でも早く犯人が検挙されることを強く望んでいる。このようなときに、事件解決の手段として懸賞金をかけることは有効な場合があり、それを望んでいる被害者等もいる。懸賞金をかけた結果有力な情報提供を受けることができ事件が解決したばあいには、正に、国が責任を負う捜査に協力したわけであるから、その懸賞金は国が負担すべきもので被害者等に負担させるべきではない。

(25)

【結論】 以下のように民事訴訟の住所地の選択についての制度を設けるべきである。

法務省において、被害者が加害者に対して住所を知られることを望まない場合に、民事訴訟上の訴状に記載すべき被害者等の住所については、警察署または代理人弁護士の事務所所在の住所地でも良いものとし、真実の住所については、当該公的機関および管轄の裁判所に通知する制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】

〔理由〕 加害者に被害者の住所が明らかとなってしまうと、お礼参りのおそれがあり、被害者による加害者に対する民事上の責任追及を躊躇させる結果となる。

そもそも、民事訴訟法上、訴状の記載要件とされているのは、主に当事者が特定されることを求めていることにあり、それを受けて規定された民事訴訟規則第2条の記載要件としての住所についても、住所の記載内容について特段の指定をしているわけではなく、当事者の特定が出来れば足りるものとされている。

このような実情および法の趣旨からすれば、一方において、被害者等が加害者からの再被害を受けないようにするために訴状に記載すべき住所については警察署ないしは代理人弁護士の事務所

であるとしつつ、他方において、真実の住所について警察署および管轄の裁判所に通知しておけば、当事者を特定できるし、また、管轄も明らかになる。

(26)

【結論】 以下のように、刑事裁判における被害者匿名制度を骨子として入れるべきである。

法務省において、被害者が希望する場合には、刑事裁判において被害者の氏名を匿名としたまま手続を進行することができ、弁護人による証人尋問や被告人質問の場合にも、被害者の氏名を匿名としたまま尋問や質問を行えるような制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【法務省】

【理由】 現行法上、検察官の起訴状朗読、冒頭陳述、論告により、公開の法廷において被害者の氏名が明らかにされており、また被害者が刑事裁判の証人となる場合には、原則として予め被害者の氏名、住所を被告人に知る機会を与えなければならない（刑事訴訟法299条）。これでは、被害者の氏名を知らない加害者に対しても、被害者の氏名を知らしめることになるばかりか、公開の法廷で傍聴人・マスコミに対し、被害者としてその氏名を公示されることで、被害者は自ら受けた被害を公にされ、精神的な被害を受けることになる。

よって、上記のような制度を設けるべきである。

(27)

【結論】 以下のように、住民票の原則非開示を骨子に入れるべきである。

総務省において、住民基本台帳の閲覧及び住民票の写しの交付に関し、原則非公開とし、例外として正当な理由がある場合で、且つ閲覧対象が特定された請求の場合のみ開示とし、また、「正当な理

由」の判断を実質的に行い、請求を越えた閲覧がなされていないかの確認を徹底するとともに、閲覧請求者の氏名、閲覧目的、閲覧対象の記録を保存し、後に濫用が発覚した場合に責任追求が可能な制度について、必要な検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、その結論に従った施策を実施する【総務省】

【理由】 住民基本台帳閲覧制度から取得した情報が犯罪に悪用されている。同制度の悪用を企む者が、不当な閲覧目的を自ら明かすではなく、形式的に正当性を装った請求理由のみで閲覧を許可すれば、制限による歯止めはないに等しい。本年3月には、同閲覧制度を悪用し、母子家庭を探し母親の留守中に、家にいた小・中学生の女兒に性的な暴行をするという痛ましい事件が報道されている。また、ダイレクトメールの情報源として悪質商法の被害者を産み出す温床ともなり、DV事案やストーカー犯罪において悪用される危険もある。さらに、生年月日が表示されているため、単身老人世帯や女性単身世帯の把握も可能である。

そこで、犯罪の未然防止のために上記制度を設けるべきである。

第4回骨子案に対する追加意見

岡村 勲

第1 今後講じていく施策

(15)

【結論】 以下のように、修正すべきである。

(15) 判決確定後の加害者情報の犯罪被害者等に対する提供の拡充

法務省において、被害者からの希望があった場合は、加害者の仮出獄の時期、自由刑の執行終了による釈放予定時期、釈放後の住所に関する情報だけでなく、服役中の動向に関する情報、刑期満了後又は退院後の住所移動、並びに職場などに関する情報を継続的且つについて~~の情報を~~適切に提供していく制度について、ほか、さらに、更生保護官署が、保護司との協働態勢の下、犯罪被害者等に対し、加害者の収容先、加害者の処遇に関する情報、加害者の釈放予定等を含む刑事裁判終了後の加害者に関する情報を提供できるよう検討を行い、2年以内を目途に必要な施策を実施する。【法務省】（再掲・第15条関係・ただし、一部新たに付加した。）

法務省において、13歳以上に対する性犯罪等の犯罪者に関する情報について、平成17年6月1日より施行されている施策を早急に実施する。

法務省において、上記加害者情報提供制度について広報活動を行い、被害者に対する周知を徹底する。

【理由】 平成13年10月から実施されている情報提供制度は、その要件として「再被害を防止するために通知を行うのが相当である認められる場合に」と規定されており、その判断は法務省が行うものとされている。しかし、再被害のおそれは予測困難であるため、加害者はその再び被害者に害悪を加える意図を隠したまま社会に復帰することが容易に可能となる。

また、現行制度では、受刑者に特異な行動があった場合に警察に連絡され、警察が加害者に関する情報提供を要請する制度となつて

いる。しかし、加害者が被害者を再び攻撃する意図を隠した場合には特異行動が覚知できない。

さらに、13歳以上に対する性犯罪等犯罪者には従前通りの体制がとられているのみであり、性犯罪の再犯率の高さからすれば不十分である。加えて13歳未満の性犯罪についても、同制度が実施された平成17年6月1日以前の出所者情報の把握はされていない。

被害者は自らの知る権利として、当然に加害者の社会復帰時期と所在に関する情報の提供を受けることができるべきであり、そうでなければ、害意ある加害者の攻撃に対し自衛策を講じることができない。また、加害者を相手に損害賠償等の民事訴訟を提起することもできない。

よって、上記のように修正すべきである。

(28)

【結論】 以下のように、被害者のための刑事司法であることが分かる骨子を入れるべきである。

刑事司法は被害者のためにも存在しなければならない

【理由】 刑事司法は、公の秩序維持、加害者の権利だけを守ればよい、という時代は終わっている。犯罪という一つの行為は、社会秩序違反という面と被害者等の利益を害するという面を持っている。従来は後者を切り捨てて刑事司法は扱わなかったが、被害者等は、刑事司法についても保護されるべき利益をもっている。事件の真実を知りたい、被害者等の名誉を守りたい、加害者に対して適正な刑罰権を課してほしい、という利益である。社会秩序の維持と同時に、被害者等の利益もまもらなければならない。そうなるこそ、国民は司法を信頼するようになる。

よって、上記骨子を挿入すべきである。